

板橋区住民主体の通所型サービス補助金交付要綱

(平成 28 年 9 月 28 日 区長決定)

(平成 30 年 4 月 1 日 一部改正)

(令和元年 6 月 13 日 一部改正)

(令和 3 年 3 月 31 日 一部改正)

(令和 5 年 5 月 25 日 一部改正)

(目的)

第 1 条 この要綱は、介護保険法（平成 9 年法律第 123 号。以下「法」という。）第 115 条の 45 第 1 項に規定する介護予防・日常生活支援総合事業のうち、介護予防・生活支援サービス事業における住民主体の通所型サービス事業（以下「住民主体の通所型サービス」という。）の実施に関して、住民主体の通所型サービスに自主性及び自発性を持って地域住民主体で取り組む団体に対し、その経費を補助すること（以下「補助」という。）を目的とする。

(通則)

第 2 条 この要綱に定めのない事項は、東京都板橋区補助金等交付規則（昭和 43 年東京都板橋区規則 3 号）に定めるところによるほか、別に定める。

(定義)

第 3 条 住民主体の通所型サービスとは、地域住民が主体となり地域の介護予防に資する活動を行う通所型事業をいう。

2 住民主体の通所型サービスの対象者（以下「事業対象者」という。）とは、次の各号に掲げるいずれかの者であって、おとしより相談センター（地域包括支援センター）のケアマネジメントにより住民主体の通所型サービスの利用の必要性を認められた者をいう。

(1) 板橋区内（以下「区内」という。）に住所を有する法第 7 条第 4 項に定める要支援者

(2) 区内に住所を有する 65 歳以上の者であって、介護保険法施行規則第 140 条の 62 の 4 第 2 号の規定に基づき厚生労働大臣が定める基準（平成 27 年厚生労働省告示第 197 号）様式第 1 の質問項目に対する回答の結果に基づき、同基準様式第 2 に掲げるいずれかの基準に該当する者

(補助対象)

第 4 条 補助の対象は、事業対象者に対し、介護予防に資する住民主体の通所型サービスを適正に遂行できる能力を有していると板橋区長（以下「区長」という。）が認める団体であって、次の各号の要件を満たしているものとする。

(1) 区内において住民主体の通所型サービスを実施すること。

(2) 団体に代表者及び支援スタッフ（ボランティア等）がいること。

- (3) 住民主体の通所型サービスの実施に際して毎回、介護予防、認知症予防等の事業を実施すること。
 - (4) 地域のおとしより相談センター（地域包括支援センター）と連携を図ること。
 - (5) 事故発生時のために、傷害保険に加入すること。
 - (6) その他、健康生きがい部長が別に定める要件を満たすこと。
- 2 前項の規定にかかわらず、補助を申請しようとしている団体（以下「申請団体」という。）又は申請団体に所属する者若しくは関係する者が、次の各号に掲げる事項に該当する場合は、補助の対象としない。
- (1) 申請団体が暴力団（東京都暴力団排除条例（平成 23 年東京都条例第 54 号。以下「暴排条例」という。）第 2 条第 1 号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）である場合
 - (2) 申請団体に所属する者又は関係する者が暴力団員等（暴排条例第 2 条第 2 号に規定する暴力団員及び同条第 3 号に規定する暴力団関係者をいう。）である場合
 - (3) 申請団体が住民主体の通所型サービスの実施において、宗教活動や政治活動を行う団体である場合
 - (4) 申請団体が法人住民税を滞納している場合（申請団体が法人格を有している場合に限る。）
 - (5) 申請団体の代表者が特別区民税若しくは軽自動車税を滞納し、又はその両方を滞納している場合（申請団体が法人格を有していない場合に限る。）
 - (6) 申請団体が営利を目的として住民主体の通所型サービスを実施しようとする団体である場合
 - (7) 申請団体が公の秩序又は善良の風俗に反する事業を実施している団体であると区長が認める場合
- （補助対象経費）

第 5 条 この要綱による補助の対象となる経費は、住民主体の通所型サービスの運営に係る経費から、住民主体の通所型サービスのために得た収入を控除した額（以下「補助対象経費」という。）とする。

- 2 前項の住民主体の通所型サービスの運営に係る経費は、地域支援事業実施要綱（老発第 0609001 号平成 18 年 6 月 9 日厚生労働省老健局長）に基づき、次の各号に掲げるとおりとする。
- (1) 基礎経費
地域包括支援センターやボランティア等への連絡に要する通信費や書類提出のための交通費等
 - (2) 運営費
講師謝礼、ボランティア謝礼等住民主体の通所型サービスの運営に係る経費
 - (3) 介護予防研修費

介護予防のスキルアップに資する事業に係る経費

- (4) 第1号から前号までに掲げるもののほか、住民主体通所型サービスの運営に要する経費として区長が相当と認めるもの

(補助金額)

第6条 補助金額は、別に定める基準により算定した補助対象経費の全額又は別に定める基準上限額のうち、いずれか少ない額とし、予算の範囲内において交付する。

(補助の期間及び支払方法)

第7条 補助の対象期間は、次条に規定する補助金の交付申請を行う年度に属する4月から3月までのうち、住民主体の通所型サービスを実施する期間とする。

2 補助金の支払方法は、次の各号に掲げる方法のいずれかを申請団体が選択するものとする。この場合において、当該選択は変更することができないものとする。

(1) 当該年度を上半期（4月から9月まで）と下半期（10月から3月まで）とに分け、各期の実績に応じて2回に分けて支払う方法（以下「半期毎実績払い」という。）

(2) 当該年度の通年の実績に応じて支払う方法（以下「通年実績払い」という。）

(補助金の交付申請)

第8条 申請団体の代表者は、補助金の交付を受けようとするときは、別に定める期日までに、補助金交付申請書に、誓約書、事業計画書及び補助対象経費額調書（交付申請）を添付し、区長に提出するものとする。

2 前項の規定による申請を行う際、住民主体の通所型サービスを実施していない団体は、当該申請の日から起算して概ね30日以内に住民主体の通所型サービスを開始しなければならない。ただし、開始のための準備等のやむを得ない事由により住民主体の通所型サービスを開始することができない場合は、この限りでない。

(補助金の交付決定及び申請団体の登録決定)

第9条 区長は、申請団体の代表者から補助金の交付申請があった場合は、前条第1項に規定する提出書類の内容を審査し、相当と認めるときは、補助金額を算定後、補助金交付決定通知書により通知する。

2 区長は、前項に規定する審査の結果、不相当と認められた場合は、当該申請団体を住民主体の通所型サービス実施に係る補助金申請団体として登録しないことを決定し、補助金申請団体不承認決定通知書により通知する。

3 区長は、第1項の規定により交付決定をした団体について、当該年度の住民主体の通所型サービス実施に係る補助金申請団体として登録（以下「補助金申請団体登録」という。）するとともに、その旨を交付決定と併せて交付団体に通知する。

(補助金の変更交付申請)

第10条 前条第1項の規定により登録された団体（以下「登録団体」という。）の代表者は、住民主体の通所型サービスの変更等により申請の内容を変更するときは、別に定める期日までに、補助金変更交付申請書に、補助対象経費額調書（変更交付申請）

を添付し、区長に提出する。

(補助金算定額の変更及び通知)

第 11 条 区長は、前条の規定による申請があった場合は、同条に規定する提出書類の内容を審査し、適当と認めるときは、補助金算定額の変更を決定し、変更交付額算定通知書により通知する。

2 区長は、前項に規定する審査の結果、不相当と認められた場合は、補助金申請団体登録により提示した補助金の算定額を、登録団体の補助金算定額として、変更交付算定額不承認通知書により通知する。

(補助金申請団体登録の取り消し)

第 12 条 区長は、登録団体が次の各号のいずれかに該当した場合は、補助金申請団体登録決定を取り消すことができる。

(1) 偽り又はその他の不正な手段により補助金の交付を受けたとき。

(2) 補助金を他の用途に使用したとき。

(3) 交付対象の事業を実施しなかったとき。

(4) 第 1 条の目的に反する行為があったとき。

(5) その他補助金交付決定の内容又はこれに付した条件に違反したとき。

(6) 住民主体の通所型サービスを廃止する届出が提出されたとき。

(状況報告)

第 13 条 区長は、住民主体の通所型サービスの進捗状況について、団体の代表者に対して随時報告を求めることができる。

(実績報告)

第 14 条 登録団体の代表者は、住民主体の通所型サービスを実施した月の翌月 5 日までに、別に定める住民主体の通所型サービスに参加した事業対象者名簿及び事業報告書を提出しなければならない。

2 半期毎実績払いを選択した登録団体の代表者は、別に定める期日までに、実績報告書に事業報告書、対象経費額調書（実績報告）、添付書類、法人格を有する団体にあつては法人住民税の領収書又は納税証明書、法人格を有しない団体にあつては代表者の特別区民税の領収書又は納税証明書及び軽自動車税の領収書又は納税証明書、法人格の有無にかかわらず非課税の場合は非課税証明書並びに特別区民税免除の場合は免除決定通知書の写しを添付して提出しなければならない。

3 前項の規定は、通年実績払いを選択した登録団体の代表者の実績報告書等の提出について準用する。この場合において、同項中「別に定める期日までに」とあるのは、「住民主体の通所型サービスを実施した年度の終了後直ちに」と読み替えるものとする。

(補助金の交付の確定)

第 15 条 区長は、前条第 2 項又は第 3 項の規定による実績報告を受けたときは、同条

に規定する提出書類を審査し、適当と認める場合は、補助金の交付額を確定し、住民主体の通所型サービス補助金額確定通知書により通知する。

- 2 区長は、前項に規定する審査の結果、別に定める基準その他の事由により補助金の交付が適当でないと認められた場合は、住民主体の通所型サービス補助金不交付通知書により通知する。

(補助金の請求)

第 16 条 登録団体の代表者は、前条第 1 項の規定による補助金の交付額の確定があったときは、速やかに補助金請求書により、区長に対し請求する。

(補助金の交付)

第 17 条 区長は、前条の規定による請求があったときは、当該請求をした登録団体に補助金を交付する。

(団体の変更)

第 18 条 登録団体の代表者は、団体の名称、代表者名、所在地その他団体に関する事項に変更が生じたときは、速やかに住民主体の通所型サービス実施団体変更届を、区長に届け出なければならない。

(団体の廃止・休止・再開)

第 19 条 登録団体の代表者は、住民主体の通所型サービスの事業を廃止し、休止し、又はこれを再開しようとする場合は、これらをしようとする日の 1 か月前までに、住民主体の通所型サービス事業廃止・休止・再開届を、区長に届け出なければならない。

(留意事項)

第 20 条 登録団体は、次の各号に掲げる事項に留意しなければならない。

- (1) 個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 57 号）の規定等を踏まえ、住民主体の通所型サービスの利用者及びその家族の個人情報及びプライバシーの尊重並びに保護を万全に期すものとし、正当な理由なく、その業務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。
- (2) 事故発生時には区へ報告するとともに適切な対応を行うこと。
- (3) 住民主体の通所型サービスの実施に係る経費と他の事業に係る経費とを明確に区別すること。
- (4) 住民主体の通所型サービスに従事又は参加する者の清潔保持及び健康状態の管理に留意すること。
- (5) 食事を提供する際には保健所に対し所定の手続きを行い、衛生管理に留意すること。
- (6) 茶菓等を提供する際には衛生管理に留意すること。

(委任)

第 21 条 この要綱に定めるほか、補助金の交付に関して必要な事項は、健康生きがい部長が別に定める。

- 2 この要綱に定めるほか、住民主体の通所型サービスの実施に関して必要な事項は、健康生きがい部長が別に定める。

付 則（令和元年6月13日）

この要綱の一部改正は、決定の日から施行し、平成31年4月1日から適用する。

付 則（令和3年3月31日）

この要綱の一部改正は、決定の日から施行する。

付 則（令和5年5月25日）

この要綱の一部改正は、決定の日から施行し、令和5年4月1日から適用する。